

◇大阪市住吉区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 住吉区保健福祉センター所長を補助する組織に保健こども家庭課を加え、保健子育て担当課長の文言を削ることにしました。
- 2 住吉区保健福祉センター所長を補助する組織について、保健福祉課とあるのを福祉課に改めることにしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(住吉区役所総務課)